別記様式第１号（第３条関係）

**保有個人情報開示請求書**

　　年　　月　　日

　　独立行政法人国立高等専門学校機構　殿

（ふりがな）

　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては，その名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　住所又は居所　〒

　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　（　　　　）

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）　第７７条第１項の規定に基づき，下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

１．請求する保有個人情報の名称等（できるだけ具体的に記載して下さい。）

|  |
| --- |
|  |

２．求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

|  |
| --- |
| ア又はイに○印を付して下さい。アを選択された場合は，その具体的な方法等を記載して下さい。　ア　法人において開示の実施を希望する。　　　　実施の方法　 ① 閲覧　　 ② 写しの交付　　 ③ その他（　　　　　　）　　　　実施の希望日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　イ　写しの送付を希望する。 |

３．手数料

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求手数料（３００円） | ア又はイに○印を付して下さい。ただし，この請求書を郵送する場合はイを選択し，銀行振込による送付書を同封して下さい。　ア　現金　イ　銀行振込（手数料を負担する必要があります。） |

４．本人確認等

|  |
| --- |
| ア　開示請求者　　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人（特定個人情報） |
| イ　請求者本人確認書類 　□運転免許証　□健康保険被保険者証　□住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）　□在留カード，特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　※請求書を送付して請求をする場合には，加えて住民票の写し等を添付して下さい。 |
| ウ　本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載して下さい。） 　（ア）本人の状況　　　□未成年者（　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人　（イ）本人の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ウ）本人の住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| エ　法定代理人が請求する場合，次のいずれかの書類を提示又は提出して下さい。　　　請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　） |
| オ　任意代理人が請求する場合，次の書類を提出して下さい。　　　請求資格確認書類　　□委任状　 |

※この欄は記入しないで下さい

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受理年月日 | 　　　年　　　月　　　日 | 受付担当本人確認等済 |
| 決定期限 | 　　　年　　　月　　　日 |

（裏面）

**記載に当たっての注意事項**

１．「氏名」，「住所又は居所」

　　開示請求をする場合は，あなたの氏名，住所又は居所を記載して下さい。

　　ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので，正確に記載して下さい。

　　また，連絡先電話番号は開示請求された保有個人情報についての照会を行う場合等に必要になりますので記載願います。

　　なお，法定代理人による開示請求の場合には，法定代理人の氏名，住所又は居所，電話番号を記載して下さい。

２．「開示を請求する保有個人情報の名称等」

　　開示を請求する保有個人情報について，その名称，お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載して下さい。

　　なお，記載された内容に基づき職員が該当する保有個人情報を検索することになりますが，請求される保有個人情報の特定が困難な場合等には，照会をさせて頂くことがあります。

３．「求める開示の実施の方法等」

　　請求される法人文書について開示決定がされた場合に，開示の実施の方法，法人における開示を希望する場合の希望日について，ご希望がありましたら記載して下さい。

　　なお，開示の実施の方法等については，開示決定後に提出して頂く「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により，別途申し出ることができます。

４．手数料の納付について

　　開示請求をされる場合には，保有個人情報が記録されている法人文書１件について　３００円を納付して頂くこととなります。

　　法人では，現金又は振込により納付することができます。詳しくは，個人情報保護窓口にて確認して下さい。

５．本人確認書類等

（１）窓口における開示請求の場合

　　　窓口において開示請求をする場合，本人確認のため，運転免許証，健康保険の被保険者証，住民基本台帳カード，在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出して下さい。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や，本人確認書類の提出ができない場合は，個人情報保護窓口に事前に相談して下さい。

（２）送付による開示請求の場合

　　　保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には，（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて，住民票の写し（開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。また，市町村が発行する公文書であり，その複写物による提出は認められません。）を提出して下さい。住民票の写しが提出できない場合は，開示請求窓口に事前に相談してください。

（３）法定代理人による開示請求の場合

　　　「本人の状況等」欄は，法定代理人による開示請求の場合にのみ記載して下さい。

　　　必要な記載事項は，保有個人情報の本人の状況，氏名，本人の住所又は居所です。法定代理人が開示請求をする場合には，法定代理人自身に係る（１）に掲げる書類又は（２）に掲げる書類に併せて，戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出して下さい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　別記様式第２号（第５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

　　（開示請求者）　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで開示請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８３条第２項の規定に基づき，下記のとおり開示決定等の期限を延長しますので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．法第８３条第１項の規定による開示決定等の期限 | 　　　　　年　　　月　　　日　　 |
| ３．延長後の期限 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| ４．延長の理由 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第３号（第５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

　　（開示請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けの保有個人情報の開示請求については，下記のとおり個人情報の保護に関する法律第８４条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．法第８４条の規定を適用することとした　　理由 |  |
| ３．開示決定等をする期限 | （　　月　　日までに（６０日以内）　可能な部分について開示決定等を行　い，残りの部分については次の期限　までに開示決定等する予定です。）　　　　　　年　　　月　　　日　 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第４号（第５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　　　年　　月　　日

（他の独立行政法人等又は行政機関の長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

保有個人情報の開示請求に関する事案の移送について

　　　　　年　　月　　日付けにて開示請求のありました事案について，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８５条第１項の規定により，下記のとおり移送します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示請求者氏名等 | 氏名：住所又は居所：電話番号：法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 □未成年者（　年　月　日生）　□成年被後見人　本人の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本人の住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 添付資料等名 | ・保有個人情報開示請求書・移送前に行った行為の概要記録・・ |
| 備考 | （複数の他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送する場合には，その旨） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第５号（第５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

　　（開示請求者）　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

保有個人情報の開示請求に関する事案の移送通知書

　　　年　　月　　日付けで開示請求のありました事案について，下記のとおり移送しましたので個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８５条第１項の規定により通知します。

　なお，保有個人情報の開示決定等は，下記移送先の独立行政法人等（又は行政機関）において行われます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 移送年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 移送する理由 |  |
| 移送先の独立行政法人等（又は行政機関の長） | 独立行政法人等（又は行政機関の長）の名称：（連絡先）　　部局課室名：　　担当者名：　　所在地：　　ＴＥＬ：　　ＦＡＸ： |
| 備　考 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第６号（第５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報の開示請求に関する意見の照会書

　　　　（第三者）　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　貴殿に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定により開示請求がありました。

　つきましては，当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考としたいので，これを開示することにつき御意見があるときは，同封した「保有個人情報の開示等に関する意見書」を　　　　年　　月　　日までに提出していただきますようお願いいたします。

　なお，同日までに同意見書の提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．開示請求の年月日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| ３．上記保有個人情報に記録されている貴殿に関する情報の内容 |  |
| ４．意見書の提出先 | 　　独立行政法人国立高等専門学校機構　　　（学校名）　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）　　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第７号（第５条関係）

　　年　　月　　日

保有個人情報の開示等に関する意見書

　　独立行政法人国立高等専門学校機構　殿

（ふりがな）

　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては，その名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　住所又は居所　〒

　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　（　　　　）

　　　　　年　　月　　日付けで照会のあった下記の保有個人情報の開示について，次のとおり意見を提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 照会のあった保有個人情報の名称等 |  |
| 開示に関しての御意見 | □ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。（１）支障（不利益）がある部分（２）支障（不利益）の具体的内容 |
| 備考 |  |

別記様式第８号（第５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報の開示請求に関する意見の照会書

　　　　（第三者）　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　貴殿に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第７７条第１項の規定による開示請求があり，開示決定を行いたいと考えております。

　つきましては，当該保有個人情報を開示することについて，御意見がある場合，同封した「保有個人情報の開示等に関する意見書」を○○年○○月○○日までに提出していただきますようお願いいたします。

　なお，同日までに同意見書の提出がない場合には，特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．開示請求の年月日 | 　　　　　年　　月　　日 |
| ３．法第８６条第２項第１号又は第２号のいずれに該当するかの別　及びその理由 | 該当条項　□法第８６条第２項第１号　　　　　□法第８６条第２項第２号（理由） |
| ４．上記保有個人情報に記録されている貴殿に関する情報の内容 |  |
| ５．意見書の提出先 | 　独立行政法人国立高等専門学校機構　　　（学校名）　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）　　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第９号（第５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

　（反対意見書を提出した第三者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　貴殿から　　　　年　　月　　日付けで「保有個人情報の開示等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については，下記のとおり開示決定しましたので，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８６条第３項の規定に基づき通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．開示することとした　理由 |  |
| ３．開示決定をした日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| ４．開示を実施する日 | 　　　　　　年　　月　　日 |

　※　この決定に異議がある場合は，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，独立行政法人国立高等専門学校機構に対して審査請求をすることができます。（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和３　　７年法律第１３９号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以　　内に，独立行政法人国立高等専門学校機構を被告として，同法第１２条に規定する裁　　判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　別記様式第１０号（第５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報開示決定通知書

　　（開示請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで請求のありました保有個人情報の開示について，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条第１項の規定に基づき，下記のとおり，開示することとしましたので通知します。

記

１．開示する保有個人情報の名称等（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

|  |
| --- |
|  |

２．不開示とした部分とその理由

|  |
| --- |
|  |

　※　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，独立行政法人国立高等専門学校機構に対して審査請求をすることができます。（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和３　　７年法律第１３９号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以　　内に，独立行政法人国立高等専門学校機構を被告として，同法第１２条に規定する裁　　判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

３．開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

４．開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

|  |
| --- |
| （１）開示の実施の方法等　　　　□　閲覧　　　□　複写により複写したものの交付（２）本機構において開示を実施することができる日時，場所　　　　期間：　　　月　　日から　　月　　日まで（土・日曜日，祝祭日を除く。）　　　　時間：　　　　場所：（３）写しの送付を希望する場合の準備日数，郵送料（見込み額）　　　　日　数：　　　　　　　　日　　　　郵送料：　　　　　　　　円（見込み額） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

説　　明　　事　　項

１．「開示の実施の方法等」

　　開示の実施の方法等については，この通知書を受け取った日から30日以内に，同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により，申し出を行って下さい。

　　開示の実施の方法は，４（１）「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

　　本機構における開示の実施を選択される場合は，４（２）「本機構において開示を実施することができる日時，場所」に記載されている日時から，ご希望の日時を選択してください。（なお，記載された日時に都合がよいものがない場合は，お手数ですが，下に記載した「４ 担当窓口，連絡先」にご連絡下さい。）

　　また，写しの送付を希望される場合は，上記申出書にその旨を記載して下さい。なお，この場合は，別途，郵送料（郵便切手）が必要となります。

２．決定に対する審査請求等

　　決定に不服がある場合には，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，独立行政法人国立高等専門学校機構に対して審査請求をすることができます。（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和３　　７年法律第１３９号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以　　内に，独立行政法人国立高等専門学校機構を被告として，同法第１２条に規定する裁　　判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

３．開示の実施について

　　本機構における開示の実施を選択され，その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出された場合は，開示を受ける当日，本機構に来られる際に，本通知をご持参下さい。

４．担当窓口，連絡先

　　開示の実施の方法等，審査請求の方法等について，その詳細又はご不明な点等がございましたら，次の担当窓口までお問い合わせ下さい。

　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　（担当者名）

　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第１１号（第５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報不開示決定通知書

　　（開示請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けの保有個人情報の開示請求について，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条第２項の規定に基づき，下記のとおり，全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．開示をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の　規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，独立　行政法人国立高等専門学校機構に対して審査請求をすることができます。（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和３７　年法律第１３９号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内，　独立行政法人国立高等専門学校機構を被告として，同法第１２条に規定する裁判所に処　分の取消しの訴えを提起することができます。（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第１２号（第６条関係）

　　年　　月　　日

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

　　独立行政法人国立高等専門学校機構　殿

（ふりがな）

　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては，その名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　住所又は居所　〒

　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　（　　　　）

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８７条第３項の規定に基づき，下記のとおり申し出をします。

記

１．保有個人情報開示決定通知書の日付及び文書番号

　　　日　　付：　　　　　年　　月　　日

　　　文書番号：　　　　　　　第　　　号

２．求める開示の実施の方法

　　下表から実施の方法を選択し，該当するものに○印を付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 種類・量 | 実施の方法 |
|  |  | １　閲覧 | ①全部②一部（　　　） |
|  | ２　複写したものの交付 | ①全部②一部（　　　） |
|  | ３　その他（　　　　） | ①全部②一部（　　　） |

３．開示の実施を希望する日

　　　　　　　年　　月　　日（ 午前 ， 午後 ）

４．「写しの送付」の希望の有無

　　　有 ： 同封する郵便切手の額　　　　　　　円

　　　無

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第１３号（第９条関係）

**保有個人情報訂正請求書**

　　年　　月　　日

　　独立行政法人国立高等専門学校機構　殿

（ふりがな）

　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては，その名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　住所又は居所　〒

　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　（　　　　）

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）　第９１条第１項の規定に基づき，下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 開示決定に基づき開示をけた保有個人情報 | 受開示決定通知書の通知番号：　　　　　　　号日付：　　　　　年　　　月　　　日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 訂正請求の趣旨及び理由 | （趣旨）（理由） |

|  |
| --- |
| ア　開示請求者　　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人（特定個人情報） |
| イ　請求者本人確認書類 　□運転免許証　□健康保険被保険者証　□住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）　□在留カード，特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　※請求書を送付して請求をする場合には，加えて住民票の写し等を添付して下さい。 |
| ウ　本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載して下さい。） 　（ア）本人の状況　　　□未成年者（　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人　（イ）本人の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ウ）本人の住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| エ　法定代理人が請求する場合，次のいずれかの書類を提示又は提出して下さい。　　　請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　） |
| オ　任意代理人が請求する場合，次の書類を提出して下さい。　　　請求資格確認書類　　□委任状　 |

※この欄は記入しないで下さい

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受理年月日 | 　　　年　　　月　　　日 | 受付担当本人確認等済 |
| 決定期限 | 　　　年　　　月　　　日 |

（裏面）

**記載に当たっての注意事項**

１．「氏名」，「住所又は居所」

　　訂正請求をする場合は，あなたの氏名及び住所又は居所を記載して下さい。

　　ここに記載された氏名及び住所又は居所により，訂正決定通知等を行うことになりますので，正確に記載して下さい。

　　また，連絡先電話番号は訂正請求された保有個人情報についての照会を行う場合等に必要になりますので記入願います。なお，法定代理人による訂正請求の場合には，法定代理人の氏名，住所又は居所，電話番号を記載して下さい。

２．「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

　　あなたが下記３の①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載して下さい。

３．「開示請求に基づき開示を受けた保有個人情報」

　　「開示請求に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記入して下さい。

　　なお，本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは，次に掲げるものとなります。

　　①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第９０条第１項第１号）

　　②　法第８５条第１項の規定により事案が移送された場合において，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８５号第３項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第９０条第１項第２号）

　　③　開示決定に係る保有個人情報であって，法第８８号第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第９０条第１項第３号）

４．「訂正請求の趣旨及び理由」

（１）訂正請求の趣旨

　　　どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載して下さい。

（２）訂正請求の理由

　　　訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載して下さい。なお，本欄に記載しきれない場合には，本欄を参考に別葉に記載し，本請求書に添付して提出して下さい。

５．訂正請求の期限について

　　訂正請求は，法第９０条第３項の規定により，保有個人情報の開示を受けた日から　９０日以内にしなければならないこととなっています。

６．本人確認書類等

（１）窓口における訂正請求の場合

　　　窓口において訂正請求をする場合，本人確認のため，運転免許証，健康保険の被保険者証，住民基本台帳カード，在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出して下さい。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や，本人確認書類の提出ができない場合は，個人情報保護窓口に事前に相談して下さい。

（２）送付による訂正請求の場合

　　　保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には，（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて，住民票の写し（開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。また，市町村が発行する公文書であり，その複写物による提出は認められません）を提出して下さい。住民票の写しが提出できない場合は，訂正請求窓口に事前に相談してください。

（３）法定代理人による訂正請求の場合

　　　「本人の状況等」欄は，法定代理人による訂正請求の場合にのみ記載して下さい。

　　　必要な記載事項は，保有個人情報の本人の状況，氏名，本人の住所又は居所です。法定代理人が訂正請求をする場合には，法定代理人自身に係る（１）に掲げる書類又は（２）に掲げる書類に併せて，戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出して下さい。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　別記様式第１４号（第１１条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

　　（訂正請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９４条第２項の規定に基づき，下記のとおり訂正決定等の期限を延長しますので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．法第９４条第１項の規定による訂正決定等の期限 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| ３．延長後の期限 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| ４．延長の理由 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第１５号（第１１条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

　　（訂正請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については，下記のとおり個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９５条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．法第９５条の規定を適用することとした理由 |  |
| ３．訂正決定等をする期限 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第１６号（第１１条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

（他の独立行政法人等又は行政機関の長）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送について

　　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のありました事案について，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９６条第１項の規定により，下記のとおり移送します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正請求者氏名等 | 氏名：住所又は居所：電話番号：法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 □未成年者（　年　月　日生）　□成年被後見人　本人の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本人の住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 添付資料等名 | ・保有個人情報訂正請求書・移送前に行った行為の概要記録・・ |
| 備考 | （複数の他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送する場合には，その旨） |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第１７号（第１１条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報の訂正請求に関する事案の移送通知書

　　（訂正請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のありました事案について，下記のとおり移送しましたので個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９６条第１項の規定により通知します。

　なお，保有個人情報の開示決定等は，下記移送先の独立行政法人等（又は行政機関）において行われます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 移送年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 移送する理由 |  |
| 移送先の独立行政法人等（又は行政機関の長） | 独立行政法人等（又は行政機関の長）の名称：（連絡先）　　部局課室名：　　担当者名：　　所在地：　　ＴＥＬ：　　ＦＡＸ： |
| 備　考 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第１８号（第１１条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報訂正決定通知書

　　（訂正請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のありました保有個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９３条第１項の規定に基づき，下記のとおり，訂正することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．訂正請求の趣旨 |  |
| ３．訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）（訂正理由） |

※　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，独立行政法人国立高等専門学校機構に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和３７　年法律第１３９号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，　独立行政法人国立高等専門学校機構を被告として，同法第１２条に規定する裁判所に処　分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　別記様式第１９号（第１１条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報不訂正決定通知書

　　（訂正請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで訂正請求のありました保有個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９３条第２項の規定に基づき，訂正をしない旨の決定をしましたので，下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．訂正をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，独立行政法人国立高等専門学校機構に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和３７　年法律第１３９号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，　独立行政法人国立高等専門学校機構を被告として，同法第１２条に規定する裁判所に処　分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第２０号（第１１条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

提供保有個人情報の訂正決定通知書

　　（訂正請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　貴殿に提供している下記の保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律第（平成１５年法律第５７号）第９７条の規定に基づき，下記のとおり，訂正することと決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定をするための情報（氏名，住所等） | （氏名）　（住所） |
| ３．訂正請求の趣旨 |  |
| ４．訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）（訂正理由） |

※　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，独立行政法人国立高等専門学校機構に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和３７　年法律第１３９号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，　独立行政法人国立高等専門学校機構を被告として，同法第１２条に規定する裁判所に　処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　別記様式第２１号（第７７条関係）

**保有個人情報利用停止請求書**

　　年　　月　　日

　　独立行政法人国立高等専門学校機構　殿

（ふりがな）

　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては，その名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　住所又は居所　〒

　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　（　　　　）

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）　第９９条第１項の規定に基づき，下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 　　　　　年　　　月　　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の通知番号：　　　　　号日付：　　　　　年　　　月　　　日開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 請求に係る趣旨及び理由 | （趣旨） □ 法第９８条第１項第１号該当　→　□利用の停止　　　　　　　　　　　　　　　　　　□消去 □ 法第９８条第１項第２号該当　→　提供の停止（理由）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| ア　開示請求者　　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人（特定個人情報） |
| イ　請求者本人確認書類 □運転免許証　□健康保険被保険者証　□住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）　□在留カード，特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　※請求書を送付して請求をする場合には，加えて住民票の写し等を添付して下さい。 |
| ウ　本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載して下さい。） 　（ア）本人の状況　　　□未成年者（　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人（ふりがな）　（イ）本人の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ウ）本人の住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| エ　法定代理人が請求する場合，次のいずれかの書類を提示又は提出して下さい。　　　請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　） |
| オ　任意代理人が請求する場合，次の書類を提出して下さい。　　　請求資格確認書類　　□委任状　 |

※この欄は記入しないで下さい

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受理年月日 | 　　　年　　　月　　　日 | 受付担当本人確認等済 |
| 決定期限 | 　　　年　　　月　　　日 |

（裏面）

**記載に当たっての注意事項**

１．「氏名」，「住所又は居所」

　　利用停止請求をする場合は，あなたの氏名及び住所又は居所を記載して下さい。

　　ここに記載された氏名及び住所又は居所により，利用停止決定通知等を行うことになりますので，正確に記載して下さい。

　　また，連絡先電話番号は利用停止請求された保有個人情報についての照会を行う場合等に必要になりますので記載願います。なお，法定代理人による利用停止請求の場合には，法定代理人の氏名，住所又は居所，電話番号を記載して下さい。

２．「利用停止に係る保有個人情報の開示を受けた日」

　　あなたが下記３の①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載して下さい。

３．「開示請求に基づき開示を受けた保有個人情報」

　　「開示請求に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載して下さい。

　　なお，本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは，次に掲げるものです。

　　①　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第９０条第１項第１号）

　　②　法第８５条第１項の規定により事案が移送された場合において，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８５号第３項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第９０条第１項第２号）

　　③　開示決定に係る保有個人情報であって，法第８８号第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第９０条第１項第３号）

４．「利用停止請求の趣旨及び理由」

（１）利用停止請求の趣旨

　　　「利用停止請求の趣旨」は，「法第９８条第１項第１号該当」，「法第９８条第１項第２号該当」のいずれか該当するほうを選択して下さい。

　　①　「法第９８条第１項第１号該当」は，当該保有個人情報を保有する行政機関等により適法に取得されたものでないとき，法第６１条第２項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき又は法第６９条第１項及び第２項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに選択して下さい。

　　　　また，「利用の停止」又は「消去」のいずれかを選択して下さい。

　　②　「法第９８条第１項第２号該当」は，法第６９条第１項及び第２項の規定（目的外提供制限）に違反して他の独立行政法人等に提供されていると考えるときに選択して下さい。

（２）利用停止請求の理由

　　　利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載して下さい。なお，本欄に記載しきれない場合には，本欄を参考に別葉に記載し，本請求書に添付して提出して下さい。

５．利用停止請求の期限について

　　利用停止請求は，法第９８条第３項の規定により，保有個人情報の開示を受けた日から９０日以内にしなければならないこととなっています。

６．本人確認書類等

（１）窓口における利用停止請求の場合

　　　窓口において利用停止請求をする場合，本人確認のため，運転免許証，健康保険の被保険者証，住民基本台帳カード，在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出して下さい。

　　　どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や，本人確認書類の提出ができない場合は，個人情報保護窓口に事前に相談して下さい。

（２）送付による利用停止請求の場合

　　　保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には，（１）の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて，住民票の写し（開示請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。また，市町村が発行する公文書であり，その複写物による提出は認められません）を提出して下さい。住民票の写しが提出できない場合は，訂正請求窓口に事前に相談してください。

（３）法定代理人による利用停止請求の場合

　　　「本人の状況等」欄は法定代理人による利用停止請求の場合にのみ記載して下さい。

　　　必要な記載事項は，保有個人情報の本人の状況，氏名，本人の住所又は居所です。法定代理人が利用停止請求をする場合には，法定代理人自身に係る（１）に掲げる書類又は（２）に掲げる書類に併せて，戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求の前３０日以内に作成されたものに限ります。）を提出して下さい。

　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　別記様式第２２号（第１５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

　　（利用停止請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０２条第２項の規定に基づき，下記のとおり訂正決定等の期限を延長しますので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．法第１０２条第１項の規定による利用停止決定等の期限 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| ３．延長後の期限 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| ４．延長の理由 |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第２３号（第１５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

　　（利用停止請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については，下記のとおり，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０３条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．利用停止請求のあった保有個人情報の　　名称等 |  |
| ２．法第１０３条を適用することとした理由 |  |
| ３．利用停止決定等をする期限 | 　　　　　　年　　　月　　　日　 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第２４号（第１５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報の利用停止決定通知書

　　（利用停止請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０１条第１項の規定に基づき，下記のとおり，利用停止することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．利用停止請求の趣旨 |  |
| ３．利用停止決定をする内容及び理由 | （利用停止内容）（利用停止理由） |

※　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，独立行政法人国立高等専門学校機構に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和３７　年法律第１３９号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，　独立行政法人国立高等専門学校機構を被告として，同法第１２条に規定する裁判所に処　分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　別記様式第２５号（第１５条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

　　（利用停止請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０１条第２項の規定に基づき，利用停止をしない旨の決定をしましたので，下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．利用停止をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，独立行政法人国立高等専門学校機構に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和３７　年法律第１３９号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，　独立行政法人国立高等専門学校機構を被告として，同法第１２条に規定する裁判所に処　分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第２６号の１（第１７条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

　　情報公開・個人情報保護審査会　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

諮　　　問　　　書

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第８２条の規定に基づく開示決定等について，別紙のとおり，審査請求があったので，同法第１０５条第１項の規定に基づき諮問します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第２６号の１関係

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １．審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．審査請求に係る開示決定等　（開示決定等の種類）　□　開示決定　□　一部開示決定　　　（該当不開示条項）　□　不開示決定　　　（該当不開示条項） | （１）開示決定の日付，文書番号　　　　　　年　　月　　日 ， 　　第　　号（２）開示決定等をした者（３）開示決定等の概要 |
| ３．審査請求 | （１）審査請求日　　　　　　　　年　　月　　日（２）審査請求人（３）審査請求の趣旨 |
| ４．諮問の理由 |  |
| ５．参加人等 |  |
| ６．添付書類等 | ①保有個人情報開示請求書（写し）②保有個人情報開示決定通知書（写し）　又は保有個人情報不開示決定通知書（写し）③審査請求書（写し）④理由説明書⑤その他参考資料（第三者からの反対意見書等） |
| ７．諮問担当課，担当者名，住所，電話番号等 | 独立行政法人国立高等専門学校機構（担当課名）　　　　　　　　　　　（担当者名）　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　 |

別記様式第２６号の２（第１７条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

　　情報公開・個人情報保護審査会　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

諮　　　問　　　書

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第９３条の規定に基づく訂正決定等について，別紙のとおり，審査請求があったので，同法第１０５条第１項の規定に基づき諮問します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第２６号の２関係

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １．審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．審査請求に係る訂正決定等　（訂正決定等の種類）　□　訂正決定　□　不訂正決定 | （１）訂正決定の日付，文書番号　　　　　　年　　月　　日 ， 　　第　　号（２）訂正決定等をした者（３）訂正決定等の概要 |
| ３．審査請求 | （１）審査請求日　　　　　　　　年　　月　　日（２）審査請求人（３）審査請求の趣旨 |
| ４．諮問の理由 |  |
| ５．参加人等 |  |
| ６．添付書類等 | ①保有個人情報訂正請求書（写し）②保有個人情報訂正決定通知書（写し）　又は保有個人情報不訂正決定通知書（写し）③審査請求書（写し）④理由説明書⑤その他参考資料（第三者からの反対意見書等） |
| ７．諮問担当課，担当者名，住所，電話番号等 | 独立行政法人国立高等専門学校機構（担当課名）　　　　　　　　　　　（担当者名）　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　 |

別記様式第２６号の３（第１７条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

　　情報公開・個人情報保護審査会　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

諮　　　問　　　書

　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０１条の規定に基づく利用停止決定等について，別紙のとおり，審査請求があったので，同法第１０５条第１項の規定に基づき諮問します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第２６号の３関係

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １．審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．審査請求に係る利用停止決定等　（利用停止決定等の種類）　□　利用停止決定　□　利用不停止決定 | （１）利用停止決定の日付，文書番号　　　　　　年　　月　　日 ， 　　第　　号（２）利用停止決定等をした者（３）利用停止決定等の概要 |
| ３．審査請求 | （１）審査請求日　　　　　　　　年　　月　　日（２）審査請求人（３）審査請求の趣旨 |
| ４．諮問の理由 |  |
| ５．参加人等 |  |
| ６．添付書類等 | ①保有個人情報利用停止請求書（写し）②保有個人情報利用停止決定通知書（写し）　又は保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（写し）③審査請求書（写し）④理由説明書⑤その他参考資料（第三者からの反対意見書等） |
| ７．諮問担当課，担当者名，住所，電話番号等 | 独立行政法人国立高等専門学校機構（担当課名）　　　　　　　　　　　（担当者名）　　　　　　　　　　　（住所）　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）　　　　　　　　　　　　 |

別記様式第２７号（第１７条関係）

　　　　　　第　　　号

　　年　　月　　日

情報公開・個人情報保護審査会への諮問通知書

　　（審査請求者）　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けの審査請求について，下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので，個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１０５条第２項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| ２．審査請求に係る開示決定等　　（該当不開示条項） |  |
| ３．審査請求 | （１）審査請求日　　　　　　　年　　月　　日（２）審査請求の趣旨 |
| ４．諮問日・諮問番号 | 　　　　　年　　月　　日　　　　　諮問　　　　号 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

（ＦＡＸ）

別記様式第２８号（第２０条関係）

　　年　　月　　日

開示請求手数料の免除申請書

　　独立行政法人国立高等専門学校機構　殿

 　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人その他の団体にあっては，その名称及び代表者の氏名）

　　　　　　　　　　住所又は居所　〒

　　　　　　　　　　連絡先　　　　　　　　　（　　　　）

 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第３１条第１項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第８９条第４項の規定に基づき，下記のとおり保有個人情報の開示請求手数料の免除を申請します。

記

１　文書の名称等

２　免除を申請する額

３　免除を申請する理由

ア）生活保護法(昭和２５年法律第１４４号)第１１条第１項第　号に掲げる扶助を受け　　ており，手数料を納付する資力がないため

　イ）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　※注　ア又はイのいずれかに○印を付してください。

　　　　アに○を付した場合は，当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

　　　　イに○を付した場合は，その理由を具体的に記載するとともに，その事実を証明する書面を添付してください。

別記様式第２９号（第２０条関係）

第　　　号

　　年　　月　　日

開示請求手数料の免除決定通知書

　（開示請求手数料の免除申請者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

　　　　　年　　月　　日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について,行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第３１条第１項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第８９条第４項の規定に基づき，下記のとおり免除することとしましたので通知します。

記

　対象となる保有個人情報の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第３０号（第２０条関係）

第　　　号

　年　　月　　日

開示請求手数料の免除をしない旨の決定通知書

　（開示請求手数料の免除申請者）　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

（公印省略）

 　　　　年　　月　　日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第３１条第１項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

１　対象となる保有個人情報の名称

２　免除が認められない場合の理由等

※　この決定に不服がある場合は，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，独立行政法人国立高等専門学校機構に対して審査請求をすることができます。（なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）の規定により，この決定があったことを知った日から６か月以内に，独立行政法人国立高等専門学校機構を被告として，同法第１２条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお，決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当窓口

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立高等専門学校機構

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当課・係名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＴＥＬ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ）

別記様式第３１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　委任状

　　　　　　　（代理人）住所

　　　　　　　　　　　　氏名

　上記の者を代理人と定め，下記の事項を委任します。

記

１　特定個人情報の開示請求を行う権限

２　開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限

３　開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限

４　開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限

５　開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限

６　開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

７　開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を受ける権限

　　年　　月　　日

　　　　　（委任者）住所

　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　連絡先電話番号

（注）以下の措置をとってください。

委任者の運転免許証，個人番号カード，学生証等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

別記様式第３１号の２

委任状

　　　　　　　（代理人）住所

　　　　　　　　　　　　氏名

　上記の者を代理人と定め，下記の事項を委任します。

記

１　特定個人情報の訂正請求を行う権限

２　訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限

３　訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限

４　訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限

５　訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る保有個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

　　年　　月　　日

　　　　　（委任者）住所

　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　連絡先電話番号

（注）以下のいずれかの措置をとってください。

委任者の運転免許証，個人番号カード，学生証等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

別記様式第３１号の３

委任状

 　　　　　　（代理人）住所

　　　　　　　　　　　　氏名

　上記の者を代理人と定め，下記の事項を委任します。

記

１　特定個人情報の利用停止請求を行う権限

２　利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限

３　利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限

４　利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

　　年　　月　　日

　　　　　（委任者）住所

　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　連絡先電話番号

（注）以下のいずれかの措置をとってください。

委任者の運転免許証，個人番号カード，学生証等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

（参考）

「保有個人情報開示決定通知書」の記載要領

　「保有個人情報開示決定通知書」（別記様式第１０号）については，以下のように記載する。

１．開示する保有個人情報（全部開示・部分開示）

　　保有個人情報が全部開示されるのか，部分開示されるのかについて該当する箇所に○をする。

　　「保有個人情報開示請求書」に記載された「請求する保有個人情報の名称等」により特定し，開示決定（部分開示を含む。）を行った保有個人情報の名称等を正確に記載する。

２．不開示とした部分とその理由

　　保有個人情報の一部を不開示とする場合は，不開示とした部分とその理由を，できる限り具体的に記載する。また，当該一部不開示の決定は，行政不服審査法による審査請求の対象となるので，その旨を教示する。

　　保有個人情報を全部開示する場合は，「無し」と明記する。なお，この場合は，審査請求に関する教示事項は不要である。

３．開示する保有個人情報の利用目的

　　法第６１条第１項の規定に基づき特定した利用目的を記載する。

　　公表している個人情報ファイルについては，公表した保有個人情報の利用目的を記載する。

　　公表されない保有個人情報についても，利用目的を記載する。

　　なお，法第６２条第２号又は第３号に該当するため利用目的を記載できない場合には，本欄に「法第６２条第２号に該当」又は「法第４条第３号に該当」と記載する。

４．開示の実施方法等

（１）開示の実施の方法

　　　開示決定した保有個人情報について，実施することができる「開示の実施の方法等」をすべて記載するが，開示請求書において開示の実施の方法等に関する希望が記載されているか否か，その記載された方法による実施が可能か否かにより，表上の説明事項の記載内容を変えて記載する。

《記載例》

ア．開示請求書に希望する実施方法等が記載されていない場合

|  |
| --- |
| 　（１）開示の実施の方法等　　　下表に記載した開示の実施の方法の中から，希望する方法等を選択して下さい。　 |
| 　 | 　開示の実施の方法　 | 　 |
| 　①本機構における開示　 | 閲覧 |
| 　②写しの送付による開示 | 　　準備に要する日数　　　日　送付に要する費用　　　円　 |
|  |

イ．開示請求書において希望した実施方法等により開示ができる場合

|  |
| --- |
| 　（１）開示の実施の方法等　　　保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等により，開示　　の実施を受けられます。　　　この場合には，開示の実施方法の申し出は必要ありません。　　【実施の方法】　閲覧　　　【実施の日時】　　月　　日　午前・午後　　時　　　なお，下表に記載した方法のうち保有個人情報開示請求書において希望された　　開示の実施方法と異なる方法，（２）に記載された日時のうち都合のよい日を選　　択することもできます。　　　この場合には，希望する開示の実施方法等を選択して申し出て下さい。　 |
| 　 | 　開示の実施の方法　 | 　 |
| 　①本機構における開示　 | 　閲覧 |
| 　②写しの送付による開示 | 　　準備に要する日数　　　日　送付に要する費用　　　円　 |
|  |

|  |
| --- |
| 　（１）開示の実施の方法等　　　保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法として，次のと　　おり開示します。　　　（開示の実施方法の申し出は必要ありません。）　　【実施の方法】　写しの送付による開示（別添のとおり） |

ウ．開示請求書において希望した開示の方法による開示の実施ができるが，希望日での　　実施ができない場合

|  |
| --- |
| 　（１）開示の実施の方法等　　　開示請求書において希望された開示の実施の方法により，開示の実施を受けら　　れますが，ご希望の日に実施することはできません。「（２）本機構において開　　示を実施することができる日時，場所」に記載された日時から，ご都合の良い日　　を選択して下さい。　　　【実施の方法】　閲覧　　【希望された実施の日時】　月　日　午前・午後　時　　【実施できない理由】　今後，開示の実施の方法等に係る申し出等の手続きが必　　　　　　　　　　　　　要であり，　　月　　日には間に合わないため。　　　　なお，開示の実施の方法についても，下表に記載された方法のうち他の方法を　　選択することもできます。　 |
| 　 | 　開示の実施の方法 |  | 　 |
| 　①本機構における開示　 | 閲覧 |
| 　②写しの送付による開示　 | 　　準備に要する日数　　　日　送付に要する費用　　　円　 |
| 　（２）本機構において開示を実施することができる日時，場所　　　　期間：　　　月　　日から　　月　　日まで（土・日曜日，祝祭日を除く。）　　　　時間：　　　　場所：　 |

エ．開示請求書において希望した開示の実施方法による開示の実施ができない場合

|  |
| --- |
| 　（１）開示の実施の方法等　　　保有個人情報開示請求書において，希望された開示の実施の方法による開示の　　実施ができません。下表に記載された方法のうちから選択して下さい。　　【希望された実施の方法】　専用機器により再生したものの閲覧　　【希望された実施の日時】　　月　日　午前・午後　時　　【実施できない理由】　　開示請求書に係る保有個人情報に記録されている情報　　　　　　　　　　　　　の中には不開示情報が記録されているが，専用機器によ　　　　　　　　　　　　　る閲覧に際して当該情報を区分して除くことが技術的に　　　　　　　　　　　　　困難なため。　 |
| 　 | 開示の実施の方法　 |  | 　 |
| ①本機構における開示　 | 　閲覧 |
| ②写しの送付による開示 | 　準備に要する日数　　　日　送付に要する費用　　　円　 |
| 　（２）本機構において開示を実施することができる日時，場所　　ご希望の実施日に開示を受けられます。次の日時から選択することもできます。　　　　期間：　　　月　　日から　　月　　日まで（土・日曜日，祝祭日を除く。）　　　　時間：　　　　場所：　 |

（２）本機構において開示を実施することができる日時，場所

　　　日時については，開示を受ける者の申出期間を考慮する等，適切に設定する。

　　　場所は，住所，建物，部屋等を明確に記載する。

（３）写しの送付を希望する場合の準備日数，郵送料（見込み額）

　　　写しの送付を行う場合の準備日数を，例えば「開示の実施の方法等に係る申出書の　　提出があった日から○日後までに発送」のように，開示請求者に送付される時期の目　　途が分かるように記載する。

　　　郵送料（見込み額）については，自己を本人とする保有個人情報が記録されている　　法人文書の写しを送付する場合の郵送料（見込み額）を記載する。

　　　なお，郵送料の納付については，開示請求者が，郵便切手を担当窓口に送付する方　　法により行う。

５．裏面（又は同封の）の説明事項について

　　「開示の実施の方法等」の選択すべきこと等について，表面に記載する内容に応じて，　分かりやすく説明を記載する。